

## 警察庁における人権研修への取組状況について

## 警察学校等(※)における研修

※ 警察大学校、法科学研修所、皇宮警察学校、管区警察学校、警視庁警察学校、道府県警察学校その他の教育訓練施設

## 【新規採用時及び昇任時の研修】

各種人権課題に対する理解を深め、人権尊重の重要性や人権に配慮した職務執行の必要性について理解させる

- 基本を学ぶ授業
  - ・ 「憲法」等の法学
  - ・ 「職務倫理」
  - ・ 「社会」等

- 障害特性や各種人権課題等への理解を深める研修
  - ・ 有識者等による講話
  - ・ 関連施設へ訪問しての実習 等



- 法務省人権擁護局発行の「人権の擁護」の活用
  - ・ 新規採用者全員に配布

## 【警察学校等における専門教育】

犯罪捜査、留置業務、被害者支援等の業務に専従する警察職員に、被疑者、被留置者、被害者等の人権に配慮した適正な職務執行を期する上で必要な知識・技能を修得させる

## 警察署等の職場における研修

幹部による指導教養のほか、地域の実情等を踏まえつつ、有識者等による講話やグループ討議等の研修を実施

人権尊重の重要性や人権に配慮した職務執行の必要性について継続的に理解を促進

## 職務倫理教養

警察では、「人権の尊重」を大きな柱の一つとする「職務倫理の基本」を掲げ、これに重点を置いた教育を実施

その一環として、執務資料を発行するなど人権研修への取組を推進

## 【職務倫理の基本】（警察職員の職務倫理及び服務に関する規則）

- 誇りと使命感を持って、国家と国民に奉仕すること。
- 人権を尊重し、公正かつ親切に職務を執行すること。
- 規律を厳正に保持し、相互の連帯を強めること。
- 人格を磨き、能力を高め、自己の充実に努めること。
- 清廉にして、堅実な生活態度を保持すること。

## 障害を理由とする差別の解消を推進するための教養

人権課題の一つである障害者差別については、執務資料を発行するなど周知・啓発を推進

## 【対象】

新たに職員となった者や新たに所属長となった職員を始めとする全ての警察職員

## 【内容】

- ・ 障害者差別解消法の趣旨
- ・ 所属長に求められる役割
- ・ 障害者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の意義
- ・ 障害の特性 等